

李商隱の駢文における典故の技法について

加固理一郎

李商隱（憲宗元和七年・八二二）～宣宗大中十二年・八五八⁽¹⁾は、晚唐を代表する詩人の一人として知られている。しかし、彼の文學の全體像を明らかにするためには、駢文の文體を用いて書かれた文章も、また無視できないものである。本論文では、表・狀等に分類される公用文書をもとにし、李商隱の駢文の特徴を典故の技法を中心に考察する。

一 李商隱の公用文書の文體の特徴

李商隱は、年少の時には専ら古文を書いていたが、後に駢文の技術を身に付ける。この直接的な理由は、駢文の文體を公用文書に用いるためであったと考えられる。

李商隱は『樊南甲集』『樊南乙集』という自作の駢文集を編んでいる（これらは一旦散佚し、現在見られる彼の文集は後人の編集によるものである）。その前者の序文（『樊南文集詳注』卷七「樊南甲集序」）には、駢文作家としての李商隱の経歴が記されている。次にこれを引用する。

樊南生十六能著才論聖論、以古文出諸公間。⁽²⁾後聯爲鄆相國華太守所憐、居門下時、敕定奏記、始通今體。後又兩爲秘省房中官、恣展古集、往往喚噓于任范徐庾之間。……十年京師、寒且餓。人或目曰、韓文杜詩、彭陽章檄、樊南窮凍。人或知之。……大中元

年、被奏入嶺當表記、所爲亦多。多如南郡、舟中忽復括其所藏。……以類相等色、得四百三十三件、作二十卷、喚曰樊南四六。

樊南生（李商隱）十六にして能く才論聖論を著し、古文を以て諸公の間に出て、後聯りて鄆相國（令狐楚）華太守（崔戎）の憐れむ所と爲り、門下に居る時、敕められて奏記を定め、始めて今體に通ず。後又た兩たび秘省房中の官と爲り、恣に古集を展げ、往往にして任（防）范（雲）徐（陵）庾（信）の間に喚噓す。……十年京師にて、寒え且つ餓う。人或ひは目して曰く、韓（愈）文杜（甫）詩、彭陽（令狐楚）の章檄に、樊南窮凍す、と。人或ひは之を知るか。……大中元年、奏せられて嶺に入りて表記に當り、爲る所亦た多し。冬南郡に如き、舟中にて忽として復た其の藏する所を括る。……類相等色を以て、四百三十三件を得、二十卷を作り、喚びて樊南四六と曰ふ。

『樊南甲集』は、大中元年（八四七）、李商隱三十六歳の時に編まれた。引用の傍線⁽³⁾から、この駢文集には、主に幕府の書記官として執筆した公用文書が收められていたと考えられる。そもそも李商隱が駢文を書き始めたのは、傍線⁽¹⁾に見えるように、令狐楚と崔戎の幕府に仕えた時に「奏記」つまり公用文書を作ることを命ぜられたからであ

る。²⁾ また、その後の文章修業において學んだ作品が、傍線②に記される。これは、詩と對置される藝術的、學術的な文章については古文家韓愈の作品を學び、一方、「草檄」等の實用的な文書については令狐楚の駢文を學んだということであろう。

李商隱は、「與陶進士書」「李賀小傳」等、少數ではあるが、自己の體験や思想を古文の文體によつて記した文章を殘している。一方、駢文の文體による文章は、そのほとんどが彼の仕えた幕府の長官の代作として書かれた公用文書である。この事實は、「樊南甲集序」の記述を裏付けるものである。

李商隱が駢文作家となつた理由を、科學受験や公用文書作成における必要性に求めるのは、現在最も一般的な見解である。³⁾ 筆者もそれを肯定するものである。しかし、ここで一つ問題となるのが、李商隱の公用文書に用いられた駢文の文體は、當時の一般的な駢文の文體とは異なつてゐることである。

次に、李商隱の駢文の文體の特徴を明らかにする。まず、『新唐書』卷二百三、列傳、文藝下、に載せられた李商隱の傳記から、令狐楚と李商隱の駢文を比較した評語を引用する。

商隱儻偶長短、而繁縟過之。

商隱の儻偶に長短ありて、而して繁縟⁴⁾に過ぐ。

李商隱の駢文には對句に長短の變化があり、令狐楚の文に比べて複雜で飾りが多い、ということである。これを實際の作品の比較から検討しよう。

兩者の駢文の例として、まず、令狐楚の「河陽節度使謝上表」(『全唐文』卷五百四十)より、節度使として着任した土地の狀況を記した部

分を引用する。⁵⁾ 次に、李商隱が忠武軍節度・陳許觀察使王茂元のために代作した「爲濮陽公陳許謝上表」(『樊南文集詳注』卷一)より、同様の部分を引用する。

伏以郡稱河內、山倚太行。古爲雄藩、今號要地。但緣⁶⁾瘡痍未復、

杼軸已空、力欲輯綏、曷由振舉。謹當拊循羸卒、字育疲甿。

伏して以ふ、郡は河内と稱し、山は太行に倚る。古に雄藩爲りて、今に要地と號す。但し瘡痍未だ復せず、杼軸已に空しきに緣りて、力⁷⁾めて輯綏せんと欲せども、曷⁸⁾んぞ振舉する由あらんや。

謹しみて當に羸卒を拊循し、疲甿を字育すべし。

維彼壁田、寶聯鼎邑。古之近甸、今也雄藩。⁹⁾ 想像汝南、星聚而先

賢未遠、經過頴上、水濁而強族皆除。況在昔年、常鄰多壘。載瞻

軍額、深見士心。

維れ彼の壁田にて、寶は鼎邑に聯なる。古の近甸にて、今や雄藩

なり。汝南を想像するに、星聚まりて先賢未だ遠からず、頴上を

經過するに、水濁りて強族皆な除かる。況んや昔年に在りて、常

に多壘に鄰す。軍額を載瞻し、深く士心を見ん。

この兩者を比べると、李商隱の文の方がより修辭的である。傍線①

と③は、それぞれの任地の地理と歴史を記した部分である。兩者の傍

線部の後半は類似しており、いづれも古代から今に至るまで任地が要

衝であることを言う。しかし、それを導く前半の表現は相異なる。令

狐楚の文では、「河内」「太行」という具體的な地名が擧げられてい

る。それ對して李商隱の文では、地名を記す代わりに典故の技法が

用いられる。「壁田」は、魯の桓公の時に壁と許の地を交換した故事に基づく。¹⁰⁾ 「鼎邑」は、陳の地にあつた殷の都に鼎が置かれていた故

るものである。

この部分以外でも李商隱の文の方が典故を多用しているが、數量だけではなく用法においても兩者には違がある。傍線②より、令狐楚の典故の用法について検討しよう。この對句は、「傷が回復せず纖機が使われていい」ということで、任地の政情不安と貧しさとを記述するものである。上の句は『鹽鐵論』を、下の句は『法言』をそれぞれ出典としている。しかし、「瘡痍」が人體の傷ではなく國土と民心の荒廢を表わし、「杼軸」によって經濟活動を代表させていることは、原典に當たらなくとも文脈から容易に理解できる。

典故とは、史實または古典を引用することで作者の言説を讀者に印象づけ、さらに言外の意味を讀者に傳える技法である。この定義からすれば、令狐楚の文の例は典故の技法としては不充分である。それに對し李商隱の文には、上記の定義に合致した典故の技法が用いられていて。先に見た傍線③の典故もこれに該當するが、傍線④の對句もまた同様である。ここに記された「星聚」「水濁」の一語の意味は、前後の文脈から求め難い。そこで、讀者はここに典故が用いられていることを悟る。この二語に加えて「汝南」「先賢」「頴上」「強族」の語から、この對句の上の句は後漢の陳寔・荀淑の故事に、下の句は前漢の灌夫の故事によっていることを讀者は採り當てる。そして、それらの典故によって陳許の歴史を具體的に知り得るのである。

以上のように、李商隱の駢文は典故の技法の活用によって特徴づけられる。これを指して『新唐書』では「繁縟過之」と評したのである。そしてまた、先の傍線④のように、四字あるいは六字以上の字數の句で構成される對句が、李商隱の駢文には目立つ。これを「儻偶長短」と言うのである。傍線④の例は、典故の出典を求める手掛かり

となる語を複数配置したため、字數が増えたものである。これは、讀者の理解を助けるための配慮であろう。また、對句の字數の多様性には、文章の韻律を變化に富ませる効果もある。

中晚唐の時代の傾向としては、令狐楚の文のように典故に頼らない平易な駢文が、公用文書において主流となっていた。この時代、文章によって高位に登った者は皆そうした駢文を作っている。李商隱が交際した白居易・劉禹錫・杜牧らも例外ではない。李商隱自身も、令狐楚の幕府に仕えて駢文の技術を傳授されていた時期には、同時代の傾向に沿った駢文を作っていた。そこまでの事實は、李商隱が官僚としての必要に迫られて駢文を作った、という論で説明できる。しかし、なぜ李商隱はその後同時代の傾向とは異なる文體の駢文による公用文書を作るようになったのか。これを明らかにしなければならないのである。

二 李商隱の公用文書における典故の活用

先に引用した「樊南甲集序」に「恣展古集、往往喟嘆于任范徐庾之間」とあることから、李商隱は六朝の技巧的な駢文に傾倒して自らの文體を構築したと考えられる。しかし、李商隱の公用文書は、主に彼の仕えた幕府の長官のための代作である。それらの文章は、彼の藝術的欲求を満たすためだけに書かれるものではない。そこで、李商隱の公用文書に用いられた駢文における典故の活用については、彼の職務上の必要による實用的な面から考察しなければならないだろう。

先に見た「爲濮陽公陳許謝上表」の例は、幕府の長官の言葉を史實の引用で權威づけるために典故が用いられたものである。そしてま

た、李商隱の公用文書に用いられた典故は、時としてさらに重要な役割を持つことがある。それは、明言し難い朝政に関する論述を典故によって婉曲に表現するものである。この二種の典故の用法について、以下三編の文章をもとに考察する。

〔爲濮陽公論皇太子表〕

〔爲濮陽公論皇太子表〕（『樊南文集詳注』卷一）は、文宗開成三年（八三八）李商隱二十七歳の時に、掌書記として彼が仕えていた涇原節度使王茂元のために代作したものである。この「皇太子」とは、文宗の太子永のことである。太子永の母である王德妃は、楊賢妃の讒言によって處刑された。楊賢妃はさらに太子永が遊宴を好み小人と親しくしていると讒言したので、文宗は太子を廢位しようとした。しかし、群臣がこれに反対したため、廢位はなされなかつた。⁽¹⁾ この事件に際して、王茂元も太子を擁護する意見を記した表を皇帝に奉つた。次に引用するのはこの表の本論の部分である。

皇太子自正位春坊、傳輝望苑。⁽²⁾ 陛下旁延雋父、以贊溫文。並學探泉源、氣壓浮競。⁽³⁾ 嗜魚不進、求玖莫從。⁽⁴⁾ 有王襄之獻箴、無卞蘭之奉賦。⁽⁵⁾ 今縱鱣乖睿旨、微曠聖心、當以猶屬妙齡、未加元服、或擣徒御、時致逸游。⁽⁶⁾ 樂野夏儲、亦嘗觀舞、⁽⁷⁾ 南皮魏副、屢見飛觴。⁽⁸⁾ 陛下潛發慈仁、殷勤指教、稍踰規戒、即震靈威。雖伐木析薪、必循其理、而逝梁發笱、亦有可處。⁽⁹⁾ 抑臣又聞父之於子也、有嚴訓而無責善、君之於臣也、有掩惡而復錄功。故得各務日新、並從夕改。皇太子位を春坊に正して自り、輝を望苑に傳ふ。陛下旁く雋父を延き、以て溫文を贊す。並びに學は泉源を探り、氣は浮競を壓す。魚を嗜むも進めず、玖を求むるも從はず。王襄の箴を獻する有りて、卞蘭の賦を奉る無し。今縱ひ鱣旨に乖き、微かに聖心

を嫌むとも、當に猶ほ妙齡に屬するを以て、未だ元服を加へされば、或ひは徒御を擣へ、時に逸游を致すべし。樂野に夏の儲、亦た嘗て舞ふを觀、南皮に魏の副、屢々觴を飛ばさる。陛下潛く慈仁を發し、殷勤として指教し、稍く規戒を踰ゆれば、即ち威靈を震へ。木を伐り薪を析くは、必ず其の理に循ふと雖も、梁に逝き筈を發するは、亦た虞るべき有り。抑く臣又た聞けり、父の子に於けるや、嚴訓有りて善を責むる無く、君の臣に於けるや、惡を掩ふ有りて復た功を錄す、と。故に各々日新に務め、並びに夕改に從ふを得。

この文章に用いられた典故について、次に検討する。傍線①の基づく故事は、「周の文王の太子發は鹽漬けの魚を好んだが、これは禮にかなわない食物なので、教育係の呂尚はそれを與えなかつた」である。⁽¹⁰⁾ これと對をなす傍線②の基づく故事は、「三國魏の太祖の太子曹丕は、臣下の鍾繇のおびだまを欲し、人づてに繇に望みを告げて手に入れた」である。⁽¹¹⁾ この對句は、太子永の側近達が太子に對して物質的な警澤をさせないことを故事を用いて述べたものである。

傍線③の句の「王襄」は北周の高祖に仕えて太子少保となつた。その時に王襄は太子を戒める箴を作つてゐる。⁽¹²⁾ この句と對になる傍線④の「卞蘭」は、三國魏の太祖の卞皇后の甥である。卞蘭は、太子に對して實際以上に贊美した賦を奉りその歡心を買つた。⁽¹³⁾ この對句は、太子永の側近達が太子に對して文章による教育を怠らないことを述べたものである。

以上の四句は、その直前の「陛下旁延雋父、以贊溫文。並學探泉源、氣壓浮競」（皇帝陛下は太子の側近に俊才を招き、溫和で禮を重んじる人物を賞賛している。側近達はみなその學問は道徳の根源を探り當てるほど深

く、氣力は媚びを賣つて利を求める者を抑えつけ（ほど強い）を敷衍したるものである。つまり、太子の側近達が、「雑父」「溫文」の者で、「泉源」の學によつて太子を教育していることを、呂尚と王慶にたとえる。そして、側近達が抑えている「浮競」の者を、鍾繇と卞蘭にたとえるのである。そして、側近達の教育は、食物や裝身具の物質的な面から文章による精神的な面にまで及んでいることが、引用された故事によつて示されているのである。つまり、ここで典故が用いられた理由は、太子の側近を擁護する意見に具體性を持たせ、同時に史實による權威を求めたためである。

次に典故が用いられているのは、傍線⑤である。これは、禹の子で後に帝位に即く夏后啓が大樂の野にて九牧の樂を舞つた、という故事に基づく句である。これと對になる傍線⑥の句は、三國魏の文帝となる曹丕が太子であった時に南皮の地で阮瑀らと遊んだことを言うものである。この對句の直前に、「當以猶屬妙齡、未加元服、或攜徒御、時致逸游」（皇太子はまだ若く、元服もしていないので、時には従者を引き連れて、氣儘に遊ぶこともある）とある。これは、太子承の素行は若さによるものだとの辯護である。この辯護を歴史上の皇帝の事例によつて補強するために、傍線⑤・⑥の典故が用いられているのである。

ここまで六つの典故は、いずれも議論に説得力を持たせるために効果的に用いられている。しかし、典故の基づく故事を詳しく知らなくとも、文章の大意をとることは可能である。なぜならば、先に示したように、典故に込められた意味内容は文章中すでに明記されているからである。

これらの典故に對して、傍線⑦に用いられた典故はその用法が異質である。この對句を直譯すれば、「木を切り薪を割るのにには、必ず木

目に沿わなければならぬが、やなへ勝手に入り、かごを開いて魚を盗むのは、憂慮すべきことである」となる。文章の前後から判斷すれば、これは、太子の問題について道理にかなつた處置が望まれる、と比喩的に述べるものである。しかし、典故の原典に當たつて解釋すれば、さらに深い意味が込められているのがわかる。

ここで用いられた典故の出典は、『詩經』小雅「小弁」である。まず、この詩の『毛傳』を引用する。

幽王取申女、生太子宜咎。又說夷奴、生子伯服、立以爲后、而放宜咎將殺之。

幽王、申の女を取り、太子宜咎を生む。又た夷奴を説び、子伯服を生み、立てて后と爲し、而して宜咎を放し將に之を殺さんとする。周の幽王は夷奴を愛し、これを后に立ててその子を太子として、本来の太子宜咎を廢して殺そうとした。それが一つの原因となつて戰亂が起り、幽王は殺された。「小弁」の詩は、幽王が太子宜咎を廢した時、王を風刺して作られたものである。

傍線⑦の對句の上の句「雖伐木析薪、必循其理」は、「小弁」の次の部分に基いていっている。

伐木掎矣、析薪柅矣。舍彼有罪、予之佗矣。

木を伐るに掎し、薪を析くに柅す。彼の罪有るを舍きて、予に之れ佗よ。

この部分の假託について、『鄭箋』を引用する。

以言今王之遇太子、不如伐木析薪也。

以て言へらく今王の大子を遇するは、木を伐り薪を析くに如かざるなり、と。

舍夷奴讒言之罪、而妄加我太子。

裏奴の讒言の罪を含めて、而して妾りに我が太子に加ふ。

また、下の句「而逝梁發笱、亦有可處」が基づくのは、次の部分である。

無適我梁、無發我笱。我躬不閱、遑恤我後。

我が梁に逝く無れ、我が笱を發く無れ、我が躬すら閱られず、我が後を恤ふるに遑あらんや。

再び『鄭箋』の解釋を引用する。

以言裏奴淫色來要於王、盜我大子母子之寵。

以て言へらく裏奴淫色にして來りて王に嬖し、我が大子母子の寵を盜む、と。

よつて、『毛傳』『鄭箋』の解釋に従えば、李商隱の「表」には、文宗皇帝と楊貴妃に對する厳しい批判が述べられていることになる。つまり、文宗を幽王に、楊貴妃を裏奴に、太子永を宣咎にたとえる。そして、「伐木析薪」では、太子永を信用せずに楊貴妃の讒言を聞き入れる文宗を批判し、「逝梁發笱」では、王德妃から文宗の寵愛を奪つた楊貴妃を批判する。さらに、皇室がこのような亂脈の行いをなせば、周のように王朝の衰亂を招くであろうという意見を、この典故に込めているのである。

この批判については、典故が用いられた部分の前後には全く記されていない。出典の内容を詳しく知り、それと事件の様相とを重ね合わせて、はじめて理解できるのである。それが先に見た典故との用法上の相違である。傍線①から⑥までの典故は、太子永が遊宴を好み小人と親しくしている、という批判に對する辯明に用いられる。ことに、遊宴を好むことに關しては、その事實を一旦認めている。このような比較的穩健な意見を述べるに際しては、典故はその意見を修飾して強

調するため用いられる。それに對して、皇帝とその寵姫を批判する不穩當な部分では、典故はその意見を婉曲に表明するために用いられるのである。李商隱は、王茂元の意を承けて表を書くに當たり、そこに記す意見の性格に應じて典故の技法を使い分けているのである。

□ 「爲尚書濮陽公賀鄭相公狀」

次に取り上げる「爲尚書濮陽公賀鄭相公狀」(『樊南文集補編』卷1)は、先の「表」と同じ年に、同じく王茂元のために代作したものである。「鄭相公」とは鄭覃である。鄭覃は、守太子太師・尚書左僕射・門下侍郎・國子祭酒・同平章事であつたが、官を辭することを願い、開成三年十二月に太子太師の職をやめるのを許された。この「狀」は、それを祝つて王茂元が鄭覃に送つたものである。

この「狀」の文章にも、やはり多くの典故が用いられている。次に、文章の冒頭近くの鄭覃の人柄を譽める一節を引用する。

相公德契昭融、言成啓沃。太丘家法、若守官司、京兆門風、宣書甲令。仰攀日月、高拱星辰。

相公、徳は昭融に契し、言は啓沃を成す。太丘の家法、官司を守るが若く、京兆の門風、宜しく甲令に書すべし。日月に仰攀し、星辰に高拱す。

ここで典故を用いているのは、傍線の隔句對である。上の句の「太丘」は後漢の陳寔、下の句の「京兆」は北魏の韋闇・杜鎰のことである。これらの人物は官吏として家風を高めた者で、鄭覃をそれに比するため引用されている。しかし、これらの人物について詳しく知らないても、この對句を讀解することは可能である。それは、上の句の「家法、若守官司」と下の句の「門風、宣書甲令」に、典故の含む意味内容が示されているからである。つまり、この典故は文章に權威を

持たせるために用いられた修飾的なものである。

この「狀」においては、典故は右に示したような直譯の形式で用いられるものが多い。そのため、文章の大意は理解しやすい。しかし、一ヶ所だけ難解な部分がある。それは、文宗太和九年（八三五）に起つた「甘露の變」と、その事件における鄭覃の活躍を述べた一節である。「甘露の變」とは、文宗皇帝が李訓・鄭注と謀り宦官を一掃しようとしたが、計画が露見し、宦官は禁軍を率いて李訓・鄭注を殺し、さらに罪のない多くの高官をも殺傷した、という事變である。この事變の後に鄭覃は右僕射から同平章事となり、事態の收拾に當たった。次に、その一節を引用する。

始者以贊生鼎飪、禍接藩維。前殿朝廻、莫收金印、凶門而出、空委油幢。當是非擾攘之間、卽内外危疑之際、相公克凝庶績、顯執大權、爲易子難、制動以靜。

始は以て覺は鼎飪に生じ、禍は藩維に接す。前殿より朝廻り、金印を收むる莫く、凶門より師出で、空しく油幢を委つ。是非擾攘の間に當りて、内外危疑の際に卽し、相公克く庶績を凝らし、頗らかに大權を執り、易を難に爲し、動を制するに靜を以てす。

引用した部分には、行間に省略された事實が多い。事件に關わった鄭覃ならばともかく、第三者にとっては難解である。^{（參）}ここで典故が用いられているのは傍線の句だが、その出典は『易經』鼎の象傳である。

鼎、象也。以木巽火、亨飪也。聖人亨以享上帝、而大亨以養聖賢。鼎は、象なり。木を以て火に巽れ、亨飪するなり。聖人亨して以て上帝を享し、而して大いに亨して以て聖賢を養ふ。

聖王は鼎によつて物を煮て上帝を祭り、聖賢の徳のある臣下に供應する、という原典に基づいた傍線の句は、「甘露の變」のきざしは皇帝が臣下を遇することより生じた、と述べるものである。これはつまり、文宗皇帝が野心家の李訓・鄭注を有徳の人物と思つて信任したことが事變の原因となつた、という意味である。この句も文脈から解釋することはできず、典故の出典の内容を知つてはじめて理解できるものである。それは、先に見た「爲濮陽公論皇太子表」の同様な典故の技法が用いられた句と同じく、時の皇帝の失策について述べるものだからである。

それと同時に、この句は次の史料に見える鄭覃の言動に呼應したものである。

每延英議事、士良等動引訓・注折宰相。鄭覃・李石曰、訓・注誠爲亂首、但不知訓・注始因何人得進。宦者稍屈、搢紳賴之。延英にて事を議する毎に、（仇）士良等動もすれば（李）訓・（鄭）注を引きて宰相を折く。鄭覃・李石曰く、訓・注誠に亂首爲るも、但し訓・注始め何人に因りて進むを得るかを知らず、と。宦者稍く屈し、搢紳之を賴む。

〔資治通鑑〕卷一百四十五 唐紀六十一 文宗太和九年

文宗に鄭注を推薦したのは、宦官王守澄である。鄭覃は李石とともに、これを引きあいにして宦官に抵抗した。鄭覃は宰相の地位にあり、文宗の信任も厚かったので、この發言もできたのである。しかし、王茂元は地方の幕府の長官という弱い立場であるから、批判的な發言には慎重を要する。そこで李商隱は、典故の技法による婉曲な表現を用いたのであろう。

ここまでに引用した二篇の文章は、朝廷に關する論述を典故によつて記したものである。次に取り上げる「烏滻陽公上李太尉狀」（『樊南文集補編』卷二）は、それらとは異なり官僚の進退に關する論述である。これは、大中元年、李商隱三十六歳の時に書かれた。この時に李商隱は桂管觀察使の鄭亞の幕府に仕え、支使と掌書記を兼ねていた。この鄭亞のために、李德裕へ送る書状を代筆したのがこの「狀」である。李德裕は武宗朝に宰相として權力を振ったが、宣宗の即位とともに東都留守を経て太子少保・分司東都に轉出した。鄭亞は李德裕の黨派に屬していたため、時を同じくして給事中から地方官へ轉出したものである。

この「狀」の前半は、李德裕の轉出を祝賀した内容となつてゐる。ます、これを引用する。

今者長君惟睿、元子有文。當深慮之所關、必殊勵而是頼。^①山濤則曰禱天下之選、張佚則曰用天下之賢。^②西漢之命玄成、以相門才子、^③東都之昇鄧禹、因先帝舊臣。^④休哉二公、叶我一德。

今は長君惟だ睿にして、元子文有り。當に深慮の關する所、必ず殊勵是れ頼むべし。山濤則ち曰く天下の選を禱ると、張佚則ち曰く天下の賢を用ふと。西漢の玄成に命ずるは、相門の才子を以てし、東都の鄧禹を昇すは、先帝の舊臣に因る。休なるかな二公、我が一徳に叶ふ。

この文章中の典故について検討する。傍線①は、晉の山濤の啓事に基づく。傍線②は、後漢の張佚の諫言に基づく。この對句は、二人の先人の言葉に借りて、太子の教育係は天下から選ばれた賢人を用いるべきだと述べるものである。これは、太子少保の官に就いた李德裕の職務を權威づけるものである。

次に傍線③であるが、「玄成」は前漢の元帝の時に太子太傅となつた韋玄成のことである。玄成は、丞相であつた父の業績を受け繼いで才能を發揮し、この官に就いた。傍線④の「鄧禹」は、後漢の明帝の時に太子太傅となつた。それは、禹が先帝光武帝のもとで功績を上げた舊臣であつたためである。李德裕は宰相李吉甫の子で先帝武宗の功臣である。そこで、韋玄成の出自と鄧禹の前歴とを兼備していることになり、太子の教育係に最も適任なのである。

以上の部分は、典故の出典の内容について知らなくても解釋できる。それは、典故の示す意味が、それぞれの句中に明記されているからである。傍線①の「天下之選」、②の「天下之賢」、③の「相門才子」、④の「先帝舊臣」がそれに當たる。一句の中に典故とする古人の名とその言行などが記されているため、先に見た「烏滻陽公論皇太子表」よりも解釋しやすい。これは、この「狀」の引用した部分が、より儀禮的性格の強い文章だからであろう。

以上のように、この「狀」の前半は李德裕の轉任を祝うものであったが、後半の内容はそれと異なる。そして、典故の用法も異なつてゐる。次に後半の部分を引用する。

伏惟慎保起居、俯鎮風俗、俟金縢之有見、俾玉鉢之重光。^①某齋憶春初、曾蒙簡賜、故欲琴樽嵩嶺、魚釣平泉。^②豈貪行意之言、便阻具瞻之懇。伏惟少以家國爲念也。

伏して惟々、慎しみて起居を保ち、俯して風俗を鎮め、金縢の見ゆる有るを俟ち、玉鉢の光を重ねるを乞ひよ。某窺かに憶ふに、春初、曾て簡の賜ふを蒙る、故に嵩嶺に琴樽し、平泉に魚釣せんと欲す。豈に行意の言を貪りて、便ち具瞻の懇を阻まんや。伏して惟々、少しく家國を以て念と爲せ。

「」こで典故が用いられているのは、まず傍線①である。」の「金縢」とは、金の帶封をして貴重な物を入れる箱のことと、「尚書」の篇名でもある。この篇から、本文の解釋に必要な部分を要約すれば次の通りである。「周の武王の沒後、成王が即位すると、武王を補佐した周公を貶める噂を管叔らが流した。そこで周公は、流言を避けて東方に逃がれた。その後、成王は金縢の中から見出した書によつて周公の忠誠心を知り、疑念を解いた。」この故事に基づいて、武宗を武王に、宣宗を成王に、李德裕を周公に、李德裕の反対派を管叔らにたとえるものである。さらに、李德裕は東都洛陽へ赴任するが、これは周公が東方へ去つたことと符合している。よつて、傍線①の句は、先帝の功臣である李德裕が轉出するのは、實は讒言による左遷であるとのめかすものである。そして、宣宗皇帝の疑念が晴れるのを待つように、李德裕に勧めているのである。

この句と對になる傍線②であるが、これは『易經』鼎を出典とする。

上九、鼎玉鉉。大吉、无不利。

上九、鼎玉鉉あり。大吉、利しからざる无し。

この爻辭の解釋の一例を次に引用する。

鼎主亨飪、不失其和。金玉鉉之、不失其所。公卿仁賢、天王聖明之象也。君臣相臨、剛柔德節。故曰吉无不利也。

鼎亨飪を主り、其の和を失はず。金玉之に鉉たりて、其の所を失はず。公卿仁賢にして、天王聖明の象なり。君臣相臨み、剛柔德節あり。故に曰く、吉、利しからざる无し、と。

干寶『周易干氏注』卷中

これは、玉の弦が鼎の上部にあるようだ、仁賢の徳のある臣下が所を

得て聖明の君主を補佐する、と解釋するものである。これに從えば、傍線②は、李德裕が皇帝の補佐役に復歸して欲しい、という意味になる。

次は傍線③の句であるが、これは『國語』卷二十一、越語下、の范蠡の言葉に基づく。

范蠡對曰、臣聞命矣。君行制、臣行意。遂乘輕舟、以浮於五湖、莫知其所終極。

范蠡對へて曰く、臣命を聞けり。君は制を行ひ、臣は意を行はん、と。遂に輕舟に乗りて、以て五湖に浮かび、其の終極する所を知るもの莫し。

范蠡は、その功績によつて越王勾踐から國を分からし與えられようとした。しかし范蠡はそれを受けず、王のもとを去つて行方知れずとなつた。その時に言い残した言葉が「行意」である。つまり、傍線③は李德裕が政治に關心を失い隠遁するするようなことがどうしてあり得るだろうか、という意味になる。これは、この句の直前で、鄭亞が李德裕の平泉別墅で遊びにやけた、と述べる部分を承ける。「琴樽」「魚鈎」の遊びにやけるのは、彼らの本意ではないのである。

この句と對になる傍線④であるが、これは『詩經』小雅「節南山」を出典とする。

節彼南山、維石巖巖。赫赫師尹、民具爾瞻。憂心如惔、不敢戲談。國既卒斬、何用不監。

節たる彼の南山、維れ石巖巖たり。赫赫たる師尹は、民具に爾を瞻る。憂心惔々が如し、敢て戯談せず。國既に卒^しく斬ゆ、何を用て監みぞ。

この詩は、周の幽王のもとで權力を誇る大師の尹氏を風刺したもので

ある。民衆はみな尹氏を仰ぎ見ているが、尹氏はそれを無視して暴政を行うために民衆は苦しみ憂えている。この詩から「具瞻」の語を引用した傍線④の句は、李德裕が民衆の期待を裏切ることがどうしてあり得ようか、と述べるものである。

以上のように、この「狀」の前半と後半とでは、李德裕の轉任に対する見方が全く異なっている。前半では、太子の教育係という要職に李德裕は最も適任であるとして、その就任を祝賀する。後半は、この轉出は反対派の策動によるものだが、時を待つて皇帝の補佐役に復歸して欲しい、まして隱遁などを考えて民衆の期待を裏切ることがあつてはならない、と述べるものである。自らも左遷された鄭亞の本心は、後半の方であり、前半はあくまでも建前に過ぎないであろう。幕府の書記官である李商隱は、この鄭亞の建前と本心とを典故の技法で書き分ける。建前を述べた前半は、出典の内容を知らなくても理解できる。それに對して本心を述べた後半は、出典の内容を詳しく知らなければ正しく解釋するのが難しい。つまり、建前は典故によつて修飾し、政局批判につながる本心は典故によつて婉曲に表現しているのである。

以上三編の文章は、朝政に對する批判的な發言を典故の技法で婉曲に表現して隠した一節を含んでいる。しかし、そこで用いられた典故の出典は、「詩經」「尚書」「易經」など、儒教道徳を政務の規範とするべき當時の文官にとって常識であつた書物によつていて。これは、論述の修飾や強調のために用いられた典故が、古人の言動など比較的出典を求め難いものであるのとは、對照的である。よつて、これらの文書を受け取つた者は、隠された批判的内容を理解できたであらう。な

らば、誰に對して隠そらとしたのか。

それは、當時の宫廷で勢力を振つた宦官に對してではないか。「甘露の變」以後の宦官の横暴については、次の史料に見える。

自是天下事皆決於北司、宰相行文書而已。宦官氣益盛、迫脅天子、下視宰相、陵暴朝士如草芥。是れ自り天下の事皆北司に決し、宰相文書を行ふのみ。宦官氣益々盛んにして、天子を迫脅し、宰相を下視し、朝士を陵暴する」と草芥の如し。

『資治通鑑』卷二百四十五 唐紀六十一 文宗太和九年

こうした政情のもと、李商隱の三編の文章に記された事件には、いずれも宦官が深く關わっている。「爲濮陽公論皇太子表」は、太子永の廢位問題を論じたものであった。王茂元以外にも廢位に反対する朝臣が多かつたため、太子の地位は保たれた。その結着がついた後、宦官・宮人ら數十人が流刑や死罪になつて⁽¹⁾いる。そして、この後間もなく太子永は急死する。この死には不審な點があるが、この時代の皇位繼承問題の多くがそうであつたように、宦官が關係していたのではなか⁽²⁾。また、「爲尚書濮陽公賀鄭相公狀」の「甘露の變」の遠因は、宦官王守澄が文宗に鄭注を紹介したことにあるのは、先に記した通りである。そして、「爲榮陽公上李太尉狀」の李德裕の左遷にも宦官が關係している。湯承業氏によれば、武宗朝において李德裕は宦官を抑えようとしたので⁽³⁾、宣宗を擁立した宦官がそれに報復したことが左遷の原因の一つである。

これらの事件に關してその核心に觸れる意見を述べれば、宦官達の反発を招く恐れがある。そこで、李商隱は、幕府の長官の發言を典故によつて隠したのである。官僚と異なり文章の訓練を受けていない宦

官にとって、それらの典故を解讀するのは困難であつたろう。

宦官の中で文章の學に通じた者のが少なかつたことは、今に傳わる彼らの作った文章の少なさからも窺える。中には、魚朝恩のように國子監にて易を講義するほど學問の才を自負する宦官もあつた。しかし、その魚朝恩にしても實態は次の通りであった。

朝恩性本凡劣、恃勳自伐、靡所忌憚。時引腐儒及輕薄文士於門下、講授經籍、作爲文章、粗能把筆釋義、乃大言於朝士之中、自謂有文武才幹、以邀恩寵。

朝恩性本より凡劣にて、勳を恃みて自ら伐り、忌憚する所無し。時に腐儒及び輕薄なる文士を門下に引き、經籍を講授し、作りて文章を爲し、粗能く筆を把りて義を釋すれば、乃ち朝士の中に大言し、自ら文武の才幹有りと謂ひて、以て恩寵を邀む。

『舊唐書』卷一百八十四 列傳 宦官 魚朝恩

魚朝恩は玄宗の天寶末から代宗の大曆の初めの時代に勢力のあつた宦官である。李商隱が世に出ようとしていた文宗の時代に權勢を誇っていた宦官に、仇士良がいる。この宦官が武宗朝に致仕するに當たつて、後輩の宦官達に對し皇帝の寵を得る方法を語つてゐる。その一部を次に引用する。

天子不可令閑暇、暇必觀書、見儒臣、則又納諫。智深慮遠、減玩好、省游幸、吾屬恩且薄而權輕矣。

天子は閑暇せしむべからず。暇あれば必ず書を觀、儒臣に見え、則ち又た諫を納れん。智深く慮遠ければ、玩好を減じ、游幸を省き、吾が屬の恩且つ薄く權輕からん。

『新唐書』卷二百七 列傳 宦者上 仇士良

魚朝恩には、まだ古典の知識に對する憧憬があつた。しかし、時代

が下つた仇士良は、書物と知識人は皇帝の周囲から排除すべきものと考えていた。宦官の首領がこのように學問を敵視していたのであるから、その部下達が古典の教養よりも皇帝の耳目を樂しませる遊蕪を重んじていたことは、容易に想像できよう。

三 結び

李商隱は、その生涯のほとんどを幕府の書記官として過ごした。彼の仕えた幕府の長官とは、節度使などの使職に任せられて藩鎮を治める者である。この使職は唐中期以後に制度化されたが、あくまでも王朝の基本理念である律令制の外部にあるものであつた。また、藩鎮の主となつた者の中には、朝廷に背いて獨立する者も多く、その制壓は中晚唐を通じて重要な政治課題であつた。

また、李商隱の仕えた幕府の長官のように朝廷に對する叛意を持たない者にしても、その立場は不安定であった。例えば、本論文で採り上げた王茂元は、「甘露の變」の後に宦官の攻撃をかわすために家財を盡して賄賂とし、忠武軍節度・陳許觀察使となつた。その後、河陽節度使として劉稹の反亂軍を討伐している最中に、軍中に没している。また鄭亞は、左遷されて桂管觀察使となつたが、さらに「吳湘の獄」という冤罪事件に連坐して循州刺史に左遷されて没している。

骈文作家李商隱の業績の大半を占めるのは、幕府の長官のために代作した文書である。それらの文書に用いられた骈文の文體は、典故の技巧の活用によつて特徴づけられる。この文體上の特徴は、代作依頼者の官界での立場を反映したものである。藩鎮は、官僚制の組織の中で傳統による權威に乏しい位置にある。その長官の發言を、古典や史實の引用によつて權威づけ正當性を持たせるために、李商隱は適確に

典故の技法を運用する。そしてまたこの技法は、幕府の長官の朝政に

對する不穩當な言説を隠すためにも有効に用いられている。彼らの政

治的立場は不安定であるが、王茂元の例から窺えるように、特に宦官

とは不即不離の微妙な關係にあった。そこで、宦官の關わっている事
件についての發言には、細心の注意を要するのである。李商隱は、幕
府の長官のこの兩面の要求を満たす文書を作成できる他に類の少ない
有能な書記官であった。つまり、六朝の駢文に傾倒してその技巧を身
に付けた李商隱にとって、幕府の書記官は自らの文才を活かす最適の
職だったのである。

中晚唐において、中央の官僚が起草する文書は、駢文ではあるが典
故の技巧をほとんど用いない平易な文體で書かれていた。それらの文
書は、惰性的に形式だけを守っている生命力の失われた駢文であると
言えよう。それに對し李商隱の駢文は、亂世に處する幕府の長官にと
つて必要な武器だったのである。彼の駢文が後世に高く評價されるの
は、それが單なる美文であることに終わらず、晚唐の厳しい政争に鍛
えられた強韌さを具えているからであろう。

注(1) 張采田『玉谿生年譜會笺』による。以下、李商隱の傳記については本
書を參照した。

(2) 李商隱が令狐楚の幕府に仕えたのは、文宗太和三年(八二九)、十八
歳の時から、太和七年(八三三)、二十二歳の時までである。この間令狐楚
は天平軍節度・鄆曹漢觀察使から河東節度使に移っている。また、崔戎に
仕えたのは太和八年(八三四)、二十三歳の時で、崔戎は兗海觀察使であつ
た。

(3) この論を最も詳細に展開したものに、董乃誠氏の「論樊南文」(『文學

遺產』一九八三年一期 中華書局)がある。

(4) 令狐楚が河陽懷節度使となつたのは、憲宗元和十三年(八一八)のこ
とである。

(5) 王茂元が忠武軍節度・陳許觀察使になつたのは、武宗會昌元年(八四
一)のことである。この時李商隱は三十歳であった。

(6) 三月、公會鄭伯十垂。鄭伯以鹽假許田。夏、四月丁未、公及鄭伯盟于
越。

『春秋』桓公元年。

(7) 昔、夏之方有德也、遠方圖物、貢金九牧。鑄鼎象物。……桀有昏德、
鼎遷于商。

『春秋左氏傳』宣公三年。

(8) 聖主覺焉、乃刑戮(江)充等、誅滅殘賊、以殺死罪之怨、塞天下之責、
故居民肆然復安。然其禍累世不復、瘡痍至今未息。

桓寬『鹽鐵論』國病第二十八

(9) 若汗人老、屈人孤、病者獨、死者逋、田畝荒、杼軸空、之謂數。
揚雄『法言』先知第九

(10) 汝南陳仲躬(寔)與諸息姪、就潁川荀季和(淑)父子。于時德星爲之
聚。太史奏曰、五百里內、有賢人集。

『太平御覽』卷四百一 人事部四十三 級賢引『異苑』

(11) 濡夫字仲孺、潁陰人也。……夫不好文學、喜任俠。……波池田園、
宗族賓客爲權利、橫潁川。潁川兒歌之曰、潁水清、灌氏寧、潁水濁、灌氏
族。

『漢書』卷五十一 灌夫傳

(12) 一例として、杜牧の『黃州刺史謝上表』(『全唐文』卷七百五十)の一
節を引用する。杜牧が黃州刺史となつたのは、會昌一年(八四一)のこと
である。

才三萬貫。風俗謹朴、法令明具。久無水旱疾疫、人業不耗。

伏して以ふ、黃州は大江の側、雲夢澤の南に在り。古に夷風有るも、今は盡く華俗たり。戸二萬に満たず、稅錢才かに三萬貫なり。風俗謹朴にして、法令明らかに具はる。久しう水旱疾疫無く、人業耗せず。

(13) 一例として、「爲彭陽公上鳳翔李司徒狀」(『樊南文集補編』卷二)の一節を引用する。これは太和七年(八三三)李商隱二十二歳の時に、天平軍節度・鄆曹漢觀察使令狐楚が鳳翔右節度使李聽に送った書状を代筆したものである。

某謬蒙朝委、實異時才、先憂素餐、有負疲俗。司徒道光纂服、功著干城。朝廷慮切河湟、每難節制、非洞知軍志、夙練武經、則無以完輯師人、撫安戎落。

某、謬りて朝委を蒙り、實に時才に異なるも、先づ素餐を憂へ、疲俗を負ふ有り。司徒、道は纂服を光らせ、功は干城に著し。朝廷、慮は河湟に切なりて、毎に節制を難するに、洞く軍志を知り、夙に武經を練るに非ざれば、則ち以て師人を完輯し、戎落を撫安する無し、と。

(14) この事件について『資治通鑑』卷一百四十六、唐紀六十二、文宗開成三年、の記事を引用する。

太子永之母王德妃無寵、爲楊賢妃所譖而死。太子頗好遊宴、昵近小人、賢妃日夜毀之。九月、壬戌、上聞廷英、召宰相及兩省、御史、郎官、疏太子過惡、議廢之。曰、是宜爲天子乎。羣臣皆言、太子年少、容有改過、國本至重、豈可輕動。……癸亥、翰林學士六人、神策六軍軍使十六人復上表論之、上意稍解。是夕、太子始得歸少陽院。如京使王少華等及宦官宮人坐流死者數十人。

(15) 昔周文王使太公望傅太子發。嗜鮑魚而太公弗與、曰、禮鮑魚不登於俎、豈有非禮而可以養太子哉。

(16) 後太祖(曹操)征漢中、太子(曹丕)在孟津、聞(鍾)繇有玉玦、欲賈誼『新書』卷六 禮

得之。而難公索、使臨淄侯(曹植)轉因人說之、繇即送之。太子與繇書。

『文選』卷四十一 魏文帝「與鍾大理書」李善注引『魏略』
(17) この「臧」は『初學記』卷十及び『藝文類聚』卷十六に引用されてい
る。

(18) (下) 蘭獻賦贊述太子(曹丕)德美。太子報曰、……蘭此賦、豈吾實哉。……蘭事雖不諒、義足嘉也。今賜牛一頭。由是遂見親故。

『三國志』卷五 魏書 后妃傳 武宣卞皇后 裴松之注引『魏略』

(19) 大樂之野、夏后啟于此舞九代。乘兩龍、雲蓋三層。左手操翳、右手操環、佩玉璜。

『山海經』第七 海外西經

(20) 每念昔日南皮之遊、誠不可忘。既妙思六經、逍遙百氏、彈碁閒設、終以六博、高談娛心、哀爭頤耳。

『文選』卷四十一 魏文帝「與朝歌令吳質書」

(21) (開成三年)一月、(鄭)覃進位太子太師……其年十一月、三上章求寵、詔落太子太師、餘如故。仍三五日一入中書、商量政事。

『舊唐書』卷一百七十三 列傳 鄭覃

(22) 陳寔字仲弓。……復再遷除太丘長。修德清靜、百姓以安。……有六子、紀、諱最賢。紀字元方、亦以至德稱。兄弟孝養、閨門慶利、後進之士皆推慕其風。

『後漢書』卷六十一 陳寔傳

(23) 韋闐、字友觀、京兆杜陵人。世爲三輔冠族。……杜鎰、字士衡、京兆人。晉征南將軍預五世孫也。……史臣曰、韋杜舊族門風、名亦不獨。

『魏書』卷四十五 列傳 韋闐 杜鎰

(24) (太和九年)十月、遷尚書右僕射、兼判國子祭酒。(李)訓(鄭)注伏誅、召(鄭)覃入禁中草制敕、明日以本官同平章事、封梁陽郡公、食邑二千戶。

『舊唐書』卷一百七十三 列傳 鄭覃

(25)引用の部分を次に口語譯する。

(「甘露の變」の)始まりは、天子が臣下を遇することより起り、さら
に禍いは藩鎮へと接觸していった(つまり、文宗は初め鄭注、次いで李訓
を信任した。鄭注は鳳翔節度使となつて企てに備えた)。(李訓は、甘露の
瑞兆により宦官を集めて全滅させようとしたが、發覺してしまつたため)
宮廷の前殿より皇帝が(宦官によつて)連れ戻されたので、(李訓は)金
印を收めて敕命を受けることができなかつた。そして軍門から(宦官の率
いる)禁軍が出撃して(高官を殺傷し)高位の者が乗る油引きの車は空
しく捨て置かれた。この善惡が入り亂れ争う時、朝廷内外の者が危ぶみ疑
い合う時にあたつて、宰相鄭覃公は、よく多くの功績を成し、明らかに大
きな權力を握つて、困難な情況を鎮め、激動を穏やかに落らしやせた。

(26)上始得風疾、不能言。於是王守澄薦昭義行軍司馬鄭注善醫。上徵注至
京師、飲其藥，頗有驗。遂有寵。

『資治通鑑』卷二百四十四 唐紀六十 文宗太和七年

(27)『全唐文』のテキストでは、「爲濮陽公」に作るが、『楚南文集補編』の
錢振倫・錢振常の箇注に従つて「爲榮陽公」に改めた。

(28)初、李德裕執政、引白敏中爲翰林學士。及武宗崩、德裕失勢、敏中乘
上下之怒、竭力排之、使其黨李咸訟德裕罪。德裕由是自東都留守以太子少
保、分司。

『資治通鑑』卷二百四十八 唐紀六十四 宣宗大中元年

(29)鄭畋字台文、系出滎陽。父亞、字子佐。……李德裕爲翰林學士、高其
才、及守浙西、辟署幕府。……拜給事中。德裕罷宰相、出爲桂管觀察使。

『新唐書』卷一百八十五 列傳 鄭畋 附父亞

(30)山濤啓事曰、保傅不可不高天下之選。羊祜秉德義、克己復禮。東宮少
事、養德而已。

『文選』卷六十 任彥升「齊竟陵文宣王行狀」李善注引

(31)(建武)二十八年、大會百官、詔問誰可傅太子者、羣臣承望上意、皆

李商隱の駢文における典故の技法について

言太子勇執金吾原鹿侯陰識可。博士張佚正色曰、今陛下立太子、爲陰氏
乎、爲天下乎。即爲陰氏、則陰侯可、爲天下、則固宜用天下之賢才。

『後漢書』卷三十七 桓縗傳

(32)韋賢字長孺、魯國鄒人也。……本始三年、代蔡義爲丞相、封扶陽侯。
食邑七百戶。……少子玄成、復以明經歷位至丞相。……玄成字少翁、以父
任爲郎、常侍騎。少好學、修父業、尤謙遜下士。……及元帝卽位、以玄成
爲少府、遷太子太傅、至御史大夫。

『漢書』卷七十三 韋賢傳

(33)鄧禹字仲華、南陽新野人也。……禹年雖幼、而見光武知非常人、遂相
親附。……(建武)十三年、天下平定、諸功臣皆增戶邑、定封禹爲高密侯。
……顯宗卽位、以禹先帝元功、拜爲太傅、進見東向、甚見尊寵。

『後漢書』卷十六 鄧禹傳

(34)李德裕字文饒、趙郡人。……父吉甫、趙國忠懿公、元和初宰相。……
德裕特承武宗恩顧、委以樞衡。決策論兵、舉無遺悔、以身扞難、功流社
稷。

『舊唐書』卷一百七十四 列傳 李德裕

(35)武王卽喪、管叔及其羣弟乃流言于國、曰、公將不利于孺子。周公乃告
二公曰、我之弗辟、我無以告我先王。周公居東二年、則罪人斯得。……秋
大熟、未穫、天大雷電以風、禾盡偃、大木斯拔。邦人大恐。王與大夫盡
弁、以啟金縢之書。乃得周公所自以爲功代武王之說。……王執書以泣、曰、
其勿穆ト。昔公勤勞王家、惟予沖人、弗及知。今天動威、以彰周公之德。
惟朕小子、其新逆、我國家禮亦宜之。

『尚書』金縢

(36)東都於伊闕南置平泉別墅、清流翠篠、樹石幽奇。初未仕時、講學其
中。及從官濟服、出將入相、三十年不復遊。

『舊唐書』卷一百七十四 列傳 李德裕

(37)注(14)で引用した『資治通鑑』に「宦官宮人坐流死者數十人」とある。

(38) 按文宗後見緣禪者而泣曰、朕爲天子、不能全一子。遂殺劉楚材等。然則太子非良死也。但宮省事祕、外人莫知其詳、故實錄但云、終不悛過、是日暴薨。

司馬光『資治通鑑考異』卷二十一 唐紀十三

宦官の皇位繼承への關與については、王壽南氏の『唐代宦官權勢之研究』(一九七一 正中書局)第四章、唐代宦官權勢獲得之原因分析、五、參與皇位之爭、に詳しい。

(39) 然而衛公(李德裕)若繼任首相、以其會「破除朋黨」、則黨人反對、曾「裁抑閹寺」、則閹人反對、宣宗已被群小包围、自可想而知。

湯承業氏『李德裕研究』(一九七五 臺灣學生書局)第十三章、德裕被貶與唐政之衰、第一節、德裕被貶、第一項、被貶的所謂「原因」(1)

(40) 魚朝恩于國子監高座講易、盡言鼎卦、挫元(戴)王(經)。是日、百官皆在、猶不堪其辱、載獨怡然。朝恩退曰、怒者常情、笑者不可測也。

李肇『唐國史補』卷上 魚朝恩講易

(41) 節度使などの使職が正式の官職ではないという意識は、例えば次の史料に見える。

禮儀之本、職在奉常、往年置使、因循未改、有乖舊制、實曠司存。

『舊唐書』卷十一 本紀 代宗 大曆五年

使職の成立については、礪波護氏の「三司使の成立について——唐宋の變革と使職——」(『史林』第四十四卷第四號 一九六一 史學研究會)を参考にした。

(42) (王)茂元積聚家財鉅萬計。李訓之敗、中官利其財、擒挾其事、言茂元因王涯、鄭注見用。茂元懼、罄家財以賂兩軍、以是授忠武軍節度。陳許觀察使。

『舊唐書』卷一百五十二 列傳 王播附子茂元

(43) (鄭亞)坐吳湘獄不能直冤、貶循州刺史、死于官。

『新唐書』卷一百八十五 列傳 鄭畋 附父亞

(44) 宦官と藩鎮との關係については、王壽南氏の『唐代宦官權勢之研究』(前出)第四章、唐代宦官權勢獲得之原因分析、六、干涉外朝政事與使職、に詳しい。